県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 規則

＊32　母子保健法施行細則の一部を改正する規則　（健康推進課）..... 1

○ 告示

915　一般競争入札による落札者の決定　（管財課）..... 2

916　令和8年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（情報基盤課）..... 2

917　令和8年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（　〃　）..... 5

918　令和8年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格　（　〃　）..... 8

919　指定障害福祉サービス事業者の廃止　（障害福祉課）..... 11

920　県営土地改良事業計画の決定　（農業農村整備課）..... 11

921　道路の供用開始　（道路保全課）..... 11

○ 公告

入札公告　（情報基盤課）..... 12

〃　（　〃　）..... 15

〃　（　〃　）..... 18

○ 監査公表

監査公表第22号　..... 21

規　　則

和歌山県規則第32号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和44年和歌山県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（養育医療機関の指定等の公表） 第３条　知事は、法第20条第７項の規定により養育医療機関を指定したとき、又は同条第11項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第８項の規定に基づきその指定を取り消したときは、当該養育医療機関の名称及び所在地並びに指定し、又は取り消した年月日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 （指定辞退の申出） 第５条　略	（養育医療機関の指定等の告示） 第３条　知事は、法第20条第５項の規定により養育医療機関を指定したとき、又は同条第７項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第８項の規定に基づきその指定を取り消したときは、当該養育医療機関の名称及び所在地並びに指定し、又は取り消した年月日を告示するものとする。 （指定辞退の申出） 第５条　略

2　知事は、前項の申出があったときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。	2　知事は、前項の申出があったときは、その旨を告示するものとする。 （書類の経由） 第６条　法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由してしなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第20条第5項」を「第20条第7項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「第20条第5項」を「第20条第7項」に、「同条第7項」を「同条第11項」に改める部分に限る。）並びに別記第1号様式及び別記第2号様式の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の母子保健法施行細則の規定による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　　示

和歌山県告示第915号

令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　落札に係る調達の名称及び数量

令和8年度及び令和9年度県庁舎（本館）電力調達　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3　落札者を決定した日

令和8年10月6日

4　落札者の氏名及び住所

コスモエネルギーソリューションズ株式会社

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

5　落札金額

55,016,273円（うち消費税及び地方消費税の額5,001,479円）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　特例政令第6条の公告を行った日

令和8年8月18日

和歌山県告示第916号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度共通基盤整備及び

運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

令和8年度共通基盤整備及び運用保守業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和14年10月31日（日）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(3)に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ　経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ＩＴストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ＩＴサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）上級システムアドミニストレータ

（シ）アプリケーションエンジニア
（ス）情報セキュリティアドミニストレータ
（セ）システム監査技術者
（ソ）システム運用管理エンジニア
ウ　法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者
エ　一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2025（ISO/IEC 27001:2022+Amd 1:2024）又はJIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022））の認証を取得している者であること。
コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
ア　競争入札参加資格審査申請書
イ　業務概要調書
ウ　業務実績調書
エ　役員等に関する調書
オ　法人にあっては、登記事項証明書
カ　県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
キ　税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
ク　申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
ケ　誓約書
コ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）
サ　2の(2)に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し
シ　2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し
ス　2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し
セ　2の(5)に規定する資格審査調書
ソ　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2)　(1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類に代えることができる。

(4)　(1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。
なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(5)　(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年10月28日（水）午前9時から同年11月9日

（月）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

4　資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年11月9日（月）から同月24日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和8年11月24日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5　資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号　640-8262

電話番号　073-441-2404

電子メールアドレス　e0121002@pref.wakayama.lg.jp

6　資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7　資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年12月7日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第917号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

令和8年度行政事務用パソコン賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和14年9月30日（木）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に

おいて、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（3）に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ　経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ＩＴストラテジスト
（イ）システムアーキテクト
（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト
（エ）ＩＴサービスマネージャ
（オ）情報セキュリティスペシャリスト
（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）
（キ）プロジェクトマネージャ
（ク）ネットワークスペシャリスト
（ケ）データベーススペシャリスト
（コ）システムアナリスト
（サ）上級システムアドミニストレータ
（シ）アプリケーションエンジニア
（ス）情報セキュリティアドミニストレータ
（セ）システム監査技術者
（ソ）システム運用管理エンジニア

ウ　法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ　一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2025（ISO/IEC 27001:2022+Amd 1:2024）又は JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書

イ　業務概要調書

ウ　業務実績調書

エ　役員等に関する調書

オ　法人にあっては、登記事項証明書

カ　県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ　税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク　申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ　誓約書

コ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ　2の(2)に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

シ　2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス　2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ　2の(5)に規定する資格審査調書

ソ　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年10月28日（水）午前9時から同年11月9日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

4　資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年11月9日（月）から同月24日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和8年11月24日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5　資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号　640-8262

電話番号　073-441-2402

電子メールアドレス　e0121004@pref.wakayama.lg.jp

6　資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7　資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年12月7日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第918号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

令和8年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和14年9月30日（木）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の (3) に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ　経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ＩＴストラテジスト
（イ）システムアーキテクト
（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト
（エ）ＩＴサービスマネージャ
（オ）情報セキュリティスペシャリスト
（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）
（キ）プロジェクトマネージャ
（ク）ネットワークスペシャリスト
（ケ）データベーススペシャリスト
（コ）システムアナリスト
（サ）上級システムアドミニストレータ
（シ）アプリケーションエンジニア
（ス）情報セキュリティアドミニストレータ
（セ）システム監査技術者
（ソ）システム運用管理エンジニア

ウ　法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ　一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2025（ISO/IEC 27001:2022+Amd 1:2024）又は JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書
イ　業務概要調書
ウ　業務実績調書
エ　役員等に関する調書
オ　法人にあっては、登記事項証明書
カ　県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
キ　税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
ク　申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸

借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ　誓約書

コ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ　2の（2）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

シ　2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス　2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ　2の（5）に規定する資格審査調書

ソ　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2)　(1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって（1）のイからクまでの書類に代えることができる。

(4)　(1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(5)　(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年10月28日（水）午前9時から同年11月9日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

4　資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年11月9日（月）から同月24日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和8年11月24日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5　資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号　640-8262

電話番号　073-441-2409

電子メールアドレス　e0121003@pref.wakayama.lg.jp

6　資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7　資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年12月9日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2)　(1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3)　(2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答については、（2）の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第919号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410340	アンスーリールドサクラ	西牟婁郡上富田町岩田2128-1	就労継続支援A型	アンスーリール株式会社	西牟婁郡上富田町岩田2128-1	令和8.10.31

和歌山県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業平野上池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2　縦覧期間

令和8年10月23日から同年11月12日まで

3　縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html）において公表する。

和歌山県告示第921号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

道路の種類　県道
路線名　二見御幸辻停車場線
供用開始の区間　橋本市隅田町山内字三本松1686番地先から同市紀ノ光台二丁目29番7地先まで
供用開始の期日　令和8年10月23日

公　　告

入　札　公　告

令和8年度共通基盤整備及び運用保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和14年度まで

(2) 業務の名称及び数量

令和8年度共通基盤整備及び運用保守業務委託　一式

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和14年10月31日（日）まで

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第916号に規定する令和8年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
情報基盤課

(2) 期間

令和8年10月23日（金）から同年12月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4　入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

ア　入札説明書

3の(2)に同じ。

イ　仕様書

令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 仕様書の交付を受けようとする者は、当該仕様書に係る誓約書を、持参又は郵送により、(2) のイに掲げる期間内に (1) に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、郵送により提出する場合にあっては、令和8年11月6日（金）午後零時までに (1) に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

この誓約書の様式は、和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(4) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年10月28日（水）午前9時から同年11月9日（月）午後5時までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5　一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア　入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

情報基盤課別室

イ　入札日時

令和8年12月9日（水）午後2時

ウ　開札場所

アに同じ。

エ　開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年12月9日（水）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8　契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10　入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11　契約書の要否

要

12　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13　その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

情報基盤課

イ　所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号　640-8585

電話番号　073-441-2404

電子メールアドレス　e0121002@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :
Contract for development, operation and maintenance of the common infrastructure for internal systems in the fiscal year 2026, 1 set

(2) Time limit for tender :
2:00 p.m. 9 December 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 9 December 2026)

(3) Contact point for the notice :
Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2404
e-mail e0121002@pref.wakayama.lg.jp

入　札　公　告

令和8年度行政事務用パソコン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度
令和8年度から令和14年度まで

(2) 業務の名称及び数量
令和8年度行政事務用パソコン賃貸借　一式

(3) 業務の内容
仕様書による。

(4) 業務担当部局
和歌山県総務部総務管理局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間
契約締結日から令和14年9月30日（木）まで

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第917号に規定する令和8年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
情報基盤課

(2) 期間
令和8年10月23日（金）から同年12月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌

山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4　入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア　入札説明書

3の（2）に同じ。

イ　仕様書

令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 仕様書の交付を受けようとする者は、当該仕様書に係る誓約書を、持参又は郵送により、（2）のイに掲げる期間内に（1）に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、郵送により提出する場合にあっては、令和8年11月6日（金）午後零時までに（1）に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

この誓約書の様式は、和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(4) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年10月28日（水）午前9時から同年11月9日（月）午後5時までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5　一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア　入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
情報基盤課別室

イ　入札日時

令和8年12月9日（水）午後3時

ウ　開札場所

アに同じ。

エ　開札日時

イに同じ。

(2)　(1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年12月9日（水）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を

納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8　契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10　入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11　契約書の要否

要

12　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13　その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

情報基盤課

イ　所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号　640-8585

電話番号　073-441-2402

電子メールアドレス　e0121004@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14　Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of personal computers for administrative affairs in the fiscal year 2026, 1 set

(2) Time limit for tender :

3:00 p.m. 9 December 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 9 December 2026)

(3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL　073-441-2402

e-mail　e0121004@pref.wakayama.lg.jp

入　札　公　告

令和8年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年10月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和14年度まで

(2) 業務の名称及び数量

令和8年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借　一式

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和14年9月30日（木）まで

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第918号に規定する令和8年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
情報基盤課

(2) 期間

令和8年10月23日（金）から同年12月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4　入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

ア　入札説明書

3の(2)に同じ。

イ　仕様書

令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 仕様書の交付を受けようとする者は、当該仕様書に係る誓約書を、持参又は郵送により、(2)のイに掲げる期間内に(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、郵送により提出する場合にあっては、令和8年11月6日（金）午後零時までに(1)に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

この誓約書の様式は、和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(4) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年10月28日（水）午前9時から同年11月9日（月）午後5時までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5　一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア　入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
情報基盤課別室

イ　入札日時

令和8年12月11日（金）午後2時

ウ　開札場所

アに同じ。

エ　開札日時

イに同じ。

(2)　(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年12月11日（金）午前9時30分までに情報基盤課

に必着するように行わなければならない。

6　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8　契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10　入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11　契約書の要否

要

12　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13　その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

情報基盤課

イ　所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号　640-8585

電話番号　073-441-2409

電子メールアドレス　e0121003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14　Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Development, operation and maintenance of the platform for affairs using the Individual Number and the LGWAN connection, and lease of relevant equipment in the fiscal year 2026, 1 set

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 11 December 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 December 2026)

(3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL　073-441-2409
e-mail　e0121003@pref.wakayama.lg.jp

監　査　公　表

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和8年10月23日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣

和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　新　島　　雄
和歌山県監査委員　岩　井　弘　次